

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県規則第七十一号

鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三章に次の二節を加える。
 第二節 保証人

（契約保証人）

第四十一条の二 知事が特に必要があると認めたときは、請負契約の金額が五十万円以上で第三十八条但書により保証金を免除された請負者は、契約の締結に際し、

契約不履行によつて生ずる損害金の支払を保証するため又は自己に代つて自ら工事を完成することを保証するため、あらかじめ知事の承認を得て、金銭保証人又は工事完成保証人を立てなければならない。

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十九日

規則

◆規則

目次

次

- ◆建設工事施行規則の一部改正
- ◆福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◆山林事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◆鳥取県木炭検査規則の一部改正
- ◆訓令
- ◆告示
- ◆公告
- ◆馬伝染性貧血検査の実施
- ◆昭和三十一年度保母試験公告中一部変更

昭和三十一年度保母試験公告中一部変更

² 前項の工事完成保証人は本県内に本店又は営業所を有し、請負者と同等以上の能力を有する建設業者でな

ければならない。

別記建設工事請負契約約款第三条の見出し中「前払の契約をなし、且つ、」を削り、同条中「(違約金、遅延利息)」を削る。

建設工事請負契約約款第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十二号

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一

部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則(昭和三十年四月

鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条但書中「第四十九号」を「第四十七号」に改め、第四十五号を削り、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とする。

第四条第一号を削り、第二号を第一号とする。

第五条第一号を削り、第二号を第一号とする。

附 則

この規則は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十三号

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十二号

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則中「地方事務所長又は」を削る。

第八条の見出しを次のように改める。
(収入証紙および証票のてんぶ方法)

第八条に第四項として次のように加える。

4 檢査員は検査を行つたとき収入証紙を次のとおりてんぶせなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県木炭検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十四号

鳥取県木炭検査規則の一部を改正する規則

昭和三十一年十月十九日 金曜日 鳥取県公報 第2762号

昭和三十一年十月十九日 金曜日 鳥取県公報 第2762号

鳥取県木炭検査規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

検査の区分	正味量目区分	収入証紙のてんぶ方法
生産検査	一五、 六〇、 〇〇〇 七、 五七五	キログラム 規格荷票に附した針金を 折り返した箇所
移出検査	右同	木炭移出検査申請書

第八条第四項を次のように改める。

5 檢査吏員は前項によりてんぶした証紙には、印章をもつて消印し規格荷票に銘柄、品等、検査吏員を明示した記号および年月日を表示した証印を押し移出検査

昭和31年10月19日 金曜日 鳥取県公報 第2762号 4

00796

にあつては移出荷票に合格、検査吏員を明示した記号

但し移出検査で不合格の場合には、検査吏員の記号や
よび年月日を表示しない証印を押すものとする。

第九条に第二号として次の「二号」を「二号」を「二号」とし以下順次繰り下げ第四号中「木炭にきよう雜物を混入したとき」を「木炭にきよう雜物を混入して

るとき」に改める。
二 第七条に規定するものが検査に立ちあわないと
第十五条第二項を削る。

宋史卷一百一十五

上記のとおり生産検査を受けたいので申請します

昭和年月

申請者 住 所

三

木
炭
移
出
檢
查
申
請
書

卷之三

上記のとおり移出検査を受けたいから申請します
昭 和 年 月 日

申請者 住所

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年七月一日から適用する。

附表中

規則第四条の申請書

(1) 木炭生産検査申請書

卷之三

附录

〔第三条第一項第二号および第三号の申請書〕

訓令

鳥取県訓令第二十一号

山林事務所
鳥取県木炭検査施行手続を次のように定める。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県木炭検査施行手続

第一条 鳥取県木炭検査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号。以下「条例」という。）および鳥取県木炭検査規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号。以下「規則」という。）に定める木炭の検査は、この手続により行うものとする。

第二条 山林事務所長（以下「所長」という。）は、規則第二条の検査吏員の検査担当区を定めまたは変更しようとするときは、あらかじめその内容につき知事に協議しなければならない。

第三条 検査吏員は、自己に利害関係のある者の検査ま

たは点検を行うことができない。
2 検査吏員が前項の規定または特別の事由により検査または点検を行うことができないときは、ただちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならぬ。ただし、急を要する場合は、も寄の担当区の検査吏員に検査または点検を依頼し、その旨をただちに所長に届け出なければならない。

第四条 条例第三条第一項第一号および第三号の申請書については、検査吏員はその事由を調査し所長に提出しなければならない。
2 所長は、検査吏員を通じ受検地変更許可書を交付した場合、その旨を受検地の検査吏員に通知するものとする。

第五条 検査は、申請書の内容と現品または荷票に記入された事項とを照査し、条例第二条の木炭規格規程によりこれを行わなければならない。

第六条 検査吏員は、規則第四条の申請書を毎月とりまとめ、翌月三日までに所長に提出しなければならない。

い。

第七条 検査吏員が生産検査または再検査もしくは点検を行つたときは、その成績を木炭検査簿に記入し、これを毎月集計して木炭検査成績簿に記載しなければならない。

8 第三条第二項ただし書の依頼を受けて検査または点検を行つた検査吏員は、その行つた検査または点検の成績を受検地の属する検査担当区の木炭検査簿または木炭移出検査簿に記載しなければならない。

2 移出検査もしくは移出再検査を行つた場合は、その成績を木炭移出検査簿に記入し、これを毎月集計して木炭移出検査成績簿に記載しなければならない。

3 第三条第二項ただし書の依頼を受けて検査または点検を行つた検査吏員は、その行つた検査または点検の成績を受検地の属する検査担当区の木炭検査簿または木炭移出検査簿に記載しなければならない。

第八条 検査吏員が条例または規則に違反した者を発見したときは、ただちにその旨を所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 所長は、前項の違反のうち重要と認めるものについては、知事に報告しその指示を受けなければならない。

第十一条 検査吏員は、毎月の検査成績を翌月三日までに所長に報告しなければならない。
2 所長は、前項の検査成績を取りまとめ、毎月五日までに知事に報告しなければならない。

第十二条 所長は、事務所および駐在所に木炭検査成績簿および検査吏員担当区ごとの日誌ならびに木炭検査簿その他検査に必要と認める簿冊を備えなければならない。

第十回の手続にねじり取り扱う書類等の様式は、附表による。

四〇

00800
昭和31年10月19日 金曜日 鳥取県公報 第2762号 8

00801
昭和31年10月19日 金曜日 鳥取県公報 第2762号 8

9 昭和31年10月19日 金曜日 鳥取県公報 第2762号

申請件	申請月日誌
量數查檢	天候
計生産	曜日勤務
移出	勤大巡回名録
止中査檢	領要務執

同

同

昭和年月日から
昭和年月日まで

木炭検査簿

山林事務所並びに駐在所名

木炭検査吏員名



00802

昭和31年10月19日 金曜日 鳥取県公報 第2762号 10

00803.

担当
検査員職氏名

昭和31年10月19日

金曜日 鳥取県公報

機上	上	並	合	格	計
丸					小丸
込					丸込
切					切丸
※					※丸
切込					切込丸
切荒					切荒丸
小					小丸
大					大計
計					丸計
丸					丸丸
込					込丸
切					切丸
※					※丸
切込					切込丸
切荒					切荒丸
小					小計
大					大計
計					丸計
丸					丸丸
込					込丸
切					切丸
※					※丸
切込					切込丸
切荒					切荒丸
小					小計
大					大計
計					丸計
丸					丸丸
込					込丸
切					切丸
※					※丸
切込					切込丸
切荒					切荒丸
小					小計
大					大計
計					丸計
り					計り
粉					粉
製					製
鐵					鐵
用					用
炭					炭
木					木
不					不
合					合
総					総
包					包装
装					装
区					区
分					分
3.75K入	7.5K入				3.75K入
1.5K入	儀	3.0K入			儀

別表

検査

実施期日

馬伝染性貧血予防のため

実施の区域

別表のとおり

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬

実施の期日

別表のとおり

検査の方法

臨床検査、赤血球数検査、粗鉄細胞検査

別表

実施区域

西伯郡大高村 同上

告

示

公

告

鳥取県告示第四百八十九号

次のように馬伝染性貧血の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定により馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

昭和三十一年度保母試験の施行に関する公告（昭和三十一年九月二十一日附）の一部を次のとおり変更する。

昭和三十一年十月十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

三 日程の 2 試験期日および試験地を次のとおり変更する。

鳥取県知事 遠 藤

区分	期日	試験地	試験場	筆記試験	
				昭和三十一年 十月二十五日	鳥取市 鳥取県立図書館講堂
	十月二十六日 (二日間)	米子市	第一会場 西部福祉事務所会 議室	鳥取市 鳥取県立図書館講堂	米子市 第一会場 西部福祉事務所会 議室
実地試験 (筆記)	十月二十九日 十月三十日	倉吉市 (河北農業専門学院 高等學校内)	第二会場 米子市議会議事堂	鳥取市 鳥取県立保育専門学院 高等學校内)	

備考 実地試験の筆記は音楽を行う。